

国民統合と文化変容

— 第二期プロジェクト研究の歴史的理論的枠組のために —

西 川 長 夫

- I. はじめに——問題設定
- II. K・W・ドイッチュの国民統合論
- III. P.ビルンボームの比較国家論
- IV. 日本における国民統合と文化変容

I. はじめに——問題設定

国際言語文化研究所における第二期総合プロジェクト研究のテーマは、「異文化理解としての国際交流——幕末・明治期における外国文化受容」と定められている。これは第I期の全体的なテーマである「異文化理解としての国際交流——国際化とナショナリズム」、およびAグループのテーマである「日本の近代における文化受容の諸問題」を継承し、より具体的に発展させたものであると考えてよいだろう。「国際言語文化研究所ニュース」には、想定される研究の細目として、さらに下記の項目が記されている。

1. 国民国家形成と国家イデオロギー（ナショナリズムと国家統合）。
2. 日本型知識階級の形成と日本型エリートの特質。
3. 漢学素養と西欧文化受容の問題（翻訳語の創出。西欧語概念の変質と日本化——理解と誤解）。
4. 学校教育制度の諸問題（西欧「近代」移入のカリキュラム形成と「伝統」教育の諸問題、教員養成と「国民」形成など）。
5. 「国語」の成立過程（「標準語」の創出と「方言」の問題、アイヌ語、琉球語の問題など）。
6. 国家施設としての博物館、大学。

2 特集 総合プロジェクト研究「異文化理解としての国際交流」

7. 近代「芸術」の成立とジャーナリズムの誕生。

8. 風俗の変容（衣食住における洋風と和風）。

以上の細目に記されたさまざまなテーマは、第一期のプロジェクト研究ですでにある程度の研究が進行しているものや研究の過程で話題にのぼったもの、あるいは総合テーマの性質から当然予想されるものなどを含んでいると推察される。これらの細目が共通に示しているもの、あるいはこれらの細目を一言で要約すれば、私は「国民統合」という用語が適切であると思う。

第一期のプロジェクト研究にかんして、私はすでに「近代日本における文化受容の諸問題——その基礎的考察¹⁾」と題する文章を発表している。私がこの文章で第一に強調したのは、近代における文化受容の問題は、国民統合、あるいは国民統合のイデオロギーという視角から考察されるべきであるということであった。例えば「国民統合と文化受容」と題された第一章の終りのページには次のような文章がある。

「文化受容の諸問題は、何よりもまずこの国民統合のイデオロギーとのかかわりから考察しなければならないと思う。なぜなら、明治の初期から日本人が受け入れた欧米文化は、まさに国民統合のイデオロギーによって特色づけられた（国民主義的であれそれに反抗するものであれ）「国民文化」なのであり、またそれを受け入れる側は基本的には自分たちの「国民文化」を形成するという内的外的な欲求と必要性にもとづいて受け入れたからである。国民国家のなかで生産される文学や芸術は、国家の政体がいかなるものであれ基本的には「国民文学」であり「国民芸術」であった。われわれが考察の対象に定めた文化受容のさまざまな形態は、いずれも国民国家の時代（それはせいぜい200年か100年の短い年月にすぎないが）の国民統合という歴史的規定性のなかにあることを忘れてはならないだろう。」（p.29）

この試論で述べたいいくつかの項目は、その後刊行された拙著『国境の越え方——比較文化論序説』（筑摩書房、1992年）のなかにさらに展開されている。他方、私は国民国家論の試みの一つとして、「国民（Nation）再考——フランス革命における国民創出をめぐる」（『人文学報』京都大学人文科学研究所、1992年3月）と題する試論のなかで国民概念の複合性と虚構性を強調した。この論説は次のような言葉で結ばれている。

「国民は解放の観念であると同時に抑圧の観念である。国民は時間的空間的に全体性を志向する統合の観念である。国民へのアプローチはたとへその一側面を問題にする場合にも、その複合的な全体を視野に収めておく必要があるだろう。国民はのり越えられるべき歴史的概念である。」（p.22）

したがって私はこれまで国民文化、あるいは国民概念について、国民統合の視点からある程度の考察を進めてきたのではあるが、国民統合それ自体について、たちいった検討を行うことは用心深く避けてきた。これ以上の論旨の混乱を防ぎたいという意図もないわけではないが、そのための十分な準備ができていないというのが最大の理由であった。国民統合について本格的に論じるための準備ができていないという状況は今も変わらない。しかし完全を期するならば、永遠に準備はととのわないかもしれないし、私の判断ではこの第二期のプロジェクト研究のテーマを押し進めるためには、国民統合の概念についてさらに深められた認識とある程度の合意が、ぜひとも必要に思われる。したがって以下の作業は、研究会の討論の素材の提供の域を出るものではないが、そのような討論を通じて私自身のこれまでの考えをさらに進展させたいという願いがこめられている。もっともここでは「幕末・明治期における外国文化受容」というわれわれのテーマにとって国民統合の概念がどのようなかわりと有効性をもっているかが問われるのであって、以下に扱われるのは国民統合論の限られた一面であることははじめにお断わりしておきたい。

国民統合という用語は政治学、地域研究、歴史学、等々、さまざまな領域で、さまざまな含意をもって用いられており、広く認められた単一の定義はないと考えた方がよいだろう。社会学の用語としての一般的な「統合」と国民「統合」の場合の「統合」とは必ずしも同じ意味内容を示していない。社会学における統合がどちらかと言えば社会システムの維持や調整を指すのに対し、国民統合の場合は規模が大きくしばしば革命や戦争といった動乱が連想されるからである。また国民統合という用語は年代によってかなり意味内容が変化している。

国民統合はもともと第三世界の新興諸国の政治統合の諸問題を対象とした研究の用語として広く用いられるようになったものであるが、60年代の国民国家あるいは国家の独立に対する信頼とオブティミスティックな近代化論にもとづく国民統合論と、第三世界の政治統合が予想通りには進行しない歴史的な現実と直面すると同時に、エスニシティ論が出されるなど国民国家の擬制的な性格が認識され国家の相対化が進行するなかで提出された国民統合論とのあいだには大きなひらきがある²⁾。また最近ではEC 統合などに関連して国際的な国家（国民）統合論が注目されており、国民統合論は新しい局面をむかえたと言ってもよいだろう。

国民統合という用語には自国あるいは欧米的な国家制度やデモクラシーを善きものとしてそれを世界に適用しようとするアメリカ的な近代化論と権力主義的な志向がぬ

ぐい難く付着しているのであるが、他方では国民統合論自体のなかにそのような国家や国家権力の構造自体を疑う批判的な方向性も見出される。国民国家の形成、あるいは国民統合という歴史的現実、それを見る立場や角度のちがいで、多様な解釈をもたらさう。マルクス主義史学が支配的であったわが国の歴史学界では、例えば鹿野政直、由井正臣編「近代日本の統合と抵抗」³⁾の表題が示しているように、統合は主に国家の側からの支配や抑圧を指し、それに対する民衆の下からの抵抗を論じる場合が多かったと思う。統合はいわば悪者の側であり、抵抗は正義の側である。そのような潮流のなかで「フランス革命と国民統合」を論じたとき⁴⁾、私には三つの意図があった。

第一はマルクス主義的な歴史学の聖域であったフランス革命に国民統合といういわば潰神の言葉をあてることによって、フランス革命のこれまで隠されていた側面が見えてくるのではないかと（同じことはロシア革命についても言えるだろう）という期待。（じっさいフランス革命の最大の歴史的意義が国民国家の形成にあるとすれば、国民統合こそフランス革命研究の中心に置かれるべきテーマであるはずであるが、このテーマはこれまでわが国の革命研究者によってほとんど論じられていなかった。またフランス革命200年を記念してわが国で行われた国際学会では私の報告に対して当然のことにように、それは近代化論ではないかという発言が向けられた。）

第二はフランス革命を統一（*unité*）というイデオロギー的な言葉でしかとらえようとしないフランスの革命研究者に対する批判として。フランス革命はフランス国民国家のまさに建国の事業であっただけに、フランスの革命研究者にはフランス革命を相対化する視点に欠けている場合が多いということ（この傾向はナショナリズム研究がフランスでは遅れていたことにも示されている）つねづね強く感じていたからである。（このことは言語の問題にもかかわってくる。つまり「国民統合」はアングロ・サクソン系の用語であってフランス語の語彙のなかでは熟していない。「統合」（*intégration*）はフランスでは国民の問題というよりは移民の問題である。）

第三はこれまでのようにフランス革命を一つのモデルとしてその基準から明治維新や日本の近代化を判定するのではなく、むしろその逆の視点が必要であろうという主張。フランス革命やフランス国民国家形成の諸問題は、後続の革命である明治維新やあるいはアジアの新興国の国家形成の過程と諸困難、つまりは国民統合の観点から改めて照明をあてることによってより明確な理解をえられるのではないだろうか。（さらに言えば現代における国民統合の観点を明治維新に適用することによって、われわれはフランス革命—明治維新を現代的な歴史の分脈のなかであらためて位置づける

ことができるだろう。)

以上が国民統合という用語にかんして私が理解しえたことの概略とそれに対する私の立場の要約である。われわれのプロジェクト研究のテーマは、私の考えでは、このような意味での国民統合の問題を想定しており、また国民統合の概念そのものを練りなおす場になりうるだろう。以下、K・W・ドイッチュの国民統合論とP・ビルンボームの国家の社会学というきわめて対照的な二つの理論を検討した上で、日本における国民統合の問題を再検討し、国民国家の時代の文化変容の歴史的な位置づけとそれを考察するための理論的な枠組の設定を試みたいと思う。

Ⅱ K.W.ドイッチュの国民統合論——統合論の一つのモデルとして

本稿における主たる目的は、われわれの研究テーマと国民統合論のかかわりを明らかにし、われわれのテーマにとって国民統合の概念がいかなる点で有効でありうるかを問うことである。したがってここでは国民統合論一般を論じるのではなく、われわれの研究にとってもっとも有効であると思われる典型的な統合論の一つを選んで検討することにしたい。K・W・ドイッチュ『ナショナリズムとその将来』(Karl W. Deutsch, *Nationalism and Its Alternatives*, 1969)は、国民統合という用語ではなく主として民族統合や政治統合という用語を用いて国民国家とナショナリズムの形成過程を分析し、将来における対応の仕方を論じたものであるが、すでに多くの人々が論じてきたように、これを国民統合論の代表的な書物とみなすことは許されるであろう。またこの書物が専門的な学術書ではなく、大学生や市民を対象とした講演(アイオワ大学におけるベンジャミン・シャンボー記念講演)であるという性格は、国民統合論の性格をより明確に際立たせるという点で、われわれにとってはむしろ有益である。

この書物における国民統合論の特色を論じる前に、以下の諸点を心にとめておくことが必要だろう。第一は、この書物はその刊行の日付が示しているように、60年代のオプティミステックな統合論から70年代の懐疑的な統合論への転機を表わしているということ(そのことは、例えば統合と共に分離が論じられているところにも表われている。もっとも後に記すように近代化論的色彩は依然として強く残っている)。第二は、現代を転換期としてとらえ、世界政府あるいは世界連邦へのビジョンのなかでナショナリズム批判として書かれていること。第三は、それにもかかわらず、国民国家の時代の継続を今後半世紀あるいはそれ以上に長く見積って、貧富の格差を縮め戦争の危険をまぬがれるために、国際所得税のような現実的具体的な提案を行っているこ

と。—国民統合の問題は以上のような展望のなかで論じられている。

ドイッチュが西ヨーロッパの民族統合から論じはじめているのは、「ナショナリズムを理解するためには、まずヨーロッパの政治的経験を理解することが重要である」³⁾と考えているからである。ドイッチュはそのあとで東欧と共産圏、開発途上国のナショナリズムについて論じるのであるが、これらの諸国の国民統合は西ヨーロッパの型のいくつかの変型とみなしてよいであろう。つまりドイッチュによれば「それらのどの地域でも、ナショナリズムの発展はきわめて類似している」(同上, p. 3)のである。

ドイッチュは政治統合(したがって国民統合)の発展には以下の6つの並行して進む過程を想定している。

- (1) 国(カントリー又はベイ)への発展。
- (2) 言語の統合。
- (3) エリートの統合。
- (4) 文化と通信。
- (5) 国民(概念)の形成。
- (6) 行政地域の統合と国家の形成。

それぞれの過程について簡単な説明を加えておこう。

第一の「国(カントリー)の統合」にかんしては「定住パターンと輸送」という言葉が付されている。国(カントリー)とは何か。いくつかの仮の定義が記されている。「国とは著しく高度な相互依存関係にある地域である」(p. 6)これはドイッチュの社会コミュニケーション論の立場からの定義と考えてよいだろう。ドイッチュはさらに経済学者の定義(「国とは、財と用役のための多数の市場からなる領域である」)と社会学者の定義(「国とは、その内部での人間移動の、あるいは蓋然的な雑婚の領域である」)といったものを想定している。ここで重要なのは生活上の相互関連と一体感であって、民族、宗教、文化、言語などの一致は必ずしも絶対的な条件ではない。いくつかの小さな土地がまとめられて一つの政治的な単位となることはその土地の繁栄をもたらすことが多く、そこに支配の単位としての国(公爵領、王国など)が形成される。国は相互依存関係の拡大につれて拡大してゆく傾向をもっている。(著者の念頭には、村落→群→州→王国→帝国又は連邦国家→世界政府という拡大してゆく政治統合の図式があるようである。)ドイッチュはさらに交通幹線網の類型論(①車輪型—パリ、ロンドン、②格子型又はE型—ドイツ、アメリカ東部、③直

線型、海岸あるいは国境から奥地へ——ブラジル、アフリカ等の植民地）を展開している。

第二の「言語の統合」では、遊牧時代の共通言語が農業的な定住によって方言を生みだし、さらにそれらの方言がコミュニケーションの拡大によって国語（標準語）として統合されてゆく過程が考えられているようであるが、くわしい説明が行われていない。

第三の「エリートの統合」においては、主として標準国語の母胎となる集団（イギリスの南部諸州の貴族、フランスの宮廷やアカデミーなど）が考えられているようであるが、逆に国民がエリートを指導者として受け入れないシカゴのような例も示されている。残念ながらこの項目も十分な説明が行われていない。

第四の「文化と通信」には「種族から国民への統合」という説明の言葉が加えられている。つまり「血族集団や種族（……）から全国民および文化への血族関係の感情の拡張である」（p.13）。したがってこれは「国民文化」の形成と言いかえることができるであろう。歴史的にその起源は、ドイツでは十世紀、フランスではブルターニュ人やプロバンス人がフランス人意識を持つ時期（ヨーロッパ一般ではほぼ1000年前）とされている。ドイッチュはここでも標準語の普及を重視しているが、スイスのように言語の違いをこえて文化や通信の習慣が広がる場合もある。その場合、同じ言葉の意味内容が異ってくることもありえよう。例えば「自由」（liberté）がフランスでは中央集権的な共和国を指すのに対して、スイスでは地方自治を意味するように。またアイルランド人とイギリス人では同じ「法」という言葉の意味が異なる。イギリス人にとってそれは自治を意味するがアイルランド人にとっては他者による支配を意味するからである。

第五の「国民の概念」は「社会的通信」の観点から述べられている。この観点からの「国民」（Nation）の定義は「共通の意味を所有している共同体、あるいはより広義に言う、通信の連動習性をもっている人々の集団」（p.16）ということになる。ここでは行動の予測可能性が重要な意味をもつ。「種族や領土が、より大きな結合力のある単位の中で自己の構成員資格に気づく国民に成長するにつれて、個人は各々の行動を予測し、各々の行為を調整することを学ぶのである」（p.17）。他人の行動が予測できる場合、その人間に対する信頼感は増加する。反対に外国人の特徴は、行動の予測ができないことである。「こうして、国民は、可能な相互信頼と相互好意の共同体となる。共同体はそれ自体、財産の伝達、機会の共有、社会的地位および経済的富の達成などによって好ましい社会に変容する。この統一体は今度はフィード・バック

くし、また国民の中にある共通利益を強化する。というのは一般に「共通利益」とは、関心の共通分配と報酬に対する共通の期待とから成っているからである。」(pp.17-18)

第六「行政地域の統合と国家の形成」の過程においては王と王位（主権）の分離とともに、国（カントリー）あるいは国家（ステイト）における統治者と被治者（政府と大衆と言い換えてもよいであろう）の区分が重視されている。

「国（カントリー）あるいは国家（ステイト）は、同時に二つの存在である。それは行政官、官僚、軍人たちなどからなる集団である。中世においては封建武士、騎士、高官、式武官、保安武官長、州長官などがいた。近代では警察官、内務省の役人、各省の次官、国会議員、大臣、総理大臣などがある。それらの人たちの背後には、国家の他の部分が存在する。それは法律に従う大衆の習慣である。服従とは、国家という氷山を浮かし続けている目には見えない十分の九のものであり、統治の過程において重要な進展なのである。」(p.19)

西ヨーロッパにかんしてドイツは1000年にわたる長期の統合を考えており、その間の歴史的な時期区分はあまり明確ではないが、近代国家にかんしては次のような指摘がある。「近代国家は国家（State）と国民（Nation）が結びつくことによって生まれる。民族（people）とは国家を所有してきた人々、または共通意志を形成、支持、実施するための準政府的能力を発展させてきた人々なのである。また民族国家とは、一つの民族と大体一致するようになった国家のことである。」(p.21) ドイツはその典型的な例としてフランスをあげている。「フランス国家は発展して、フランス人からなる共同体と同一になった。フランスの文化的・言語的統一は政府の活動力を増大させると、今度は、その政府の諸活動は国民のより一層の統合を、きわめて早急に志向した。」(pp.21-22) だがドイツのこのような記述のなかには、このような統合がどれほどの暴力と流血を伴う難事業であったかについての考察が欠如している。つまり統合の過程におけるフランス革命の役割は脱落している。

以上のような統合の過程はそのまま進行すれば世界的な規模（ドイツの言葉を借りれば、世界人、世界語、世界政府）にまで行きつくはずである。そうならないのはなぜか。ドイツはここで統合の過程と並行して進む分離の過程に注目する。例えば言語における分離の過程がある。ローマ帝国の末期に通俗ラテン語は6種類の言語に分派した。英語による大英帝国はイギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等に分解して、それぞれに独自の風俗や表現を生みだす。ドイツによれば1800年にヨーロッパでは14種の言語が使用されていたが1900年にはそれ

が30種、現在では37種になっている。国の数も1871年に21カ国、1914年に30カ国。同じような分離の傾向は世界全体について言えるであろう。

ドイッチュはそうした分離の過程のなかに、二つの基礎的な社会運動の相互作用を見ている。第一の運動は「社会的動員」であり、第二の運動は「文化的・政治的同化作用」である。第一の社会的動員の過程としては8項目があげられているが、これはわれわれが都市化と呼んでいるものの諸側面である。

- (1) 実物効果—村に入ってくる近代的品目のインパクト、あるいは村人が都市のショー・ウィンドウをのぞく場合、など。
- (2) マスメディア—新聞、ラジオ、テレビ等々が村の伝統的な生活様式に浸透してゆく場合。
- (3) 通貨化—物々交換的、自給自足の経済から市場と貨幣の使用へ。
- (4) 識字率の上昇—読み書き能力の拡大。
- (5) 非農業的職業への転換—工業化。
- (6) 都市化。
- (7) 賃労働の普及。
- (8) 国内移動の一般化。

以上の過程は19世紀ヨーロッパでみられたものであるが、今日では世界的規模のものになってアジア、アフリカ、ラテン・アメリカなどで進行し、さまざまな経済的、政治的、心理的な不安と疎外をもたらしている。

では文化的・政治的同化作用はどのように働くのか。「社会的動員によって国民は民族の政治生活の中に押し込められる」(p.29) のであるとすれば、同化はもっぱら政府の仕事になるだろう。ドイッチュは移民の言語問題や収入の格差の問題を例に出しているが、同化作用については改めてくわしく論じることはせず、「アメリカの黒人が直面している諸問題とよく似た問題が世界中の国々にもある」(p.30) と指摘するにとどめている。要するに動員と同化のあいだのきわどいバランスをいかに保つかが問題なのである。同化が動員の先を行くか、あるいは平行しておれば国民は統合され、政府は安定しているが、同化が遅れれば動員された人々は疎外される。それは全く自明の関係であるが、ここで注目すべきなのは、政府に求められるそのようなサービスの量は年々増化の一途をたどるという事実である。ドイッチュは20世紀における世界の諸革命の連続を、そのような政治的負担と能力とのアンバランスから説明している。

さて以上のような西ヨーロッパにおけるナショナリズム（したがって統合）の経験は、東ヨーロッパに対してモデルとなりうるだろうか。西ヨーロッパのモデルは部分的にしか役立たないだろう。ドイッチュは次のように答えている。「西ヨーロッパがそのモデルとなるのは、それが社会的動員、近代技術、垂直的な社会可動性、結果的に生じる政治的不安などの十分な力に気づいた世界で最初の地域であった、という意味からである。したがって、西ヨーロッパが最初に、大衆政治の出現や近代的な福祉・生産計画・社会奉仕国家を経験したのである。」(p.42) だが国民統合にかんしては東ヨーロッパでは全く異なった状況が展開している。ドイッチュはここで民族性、言語、宗教などの観点から世界地図は二つのパターンに描き分けられることを指摘している。

第一のパターンは同質的斑点（異なった模様を寄せ集めた掛蒲団という比喩が用いられている）によって特色づけられる。同一の言葉、同一の民族性、大多数が同じ宗教をもつ、例えばフランス、イギリス、ドイツ、イタリア、さらには日本、中国、アメリカ合衆国、カナダ、アルゼンチン、チリ、メキシコなどがこれに加えられる。

第二のパターンは「根強い少数民族のボルカ・ステップ型世界」（ここではトインビーの「玉虫色の絹」——点描的世界——が想起されている）と呼ばれている。「東ヨーロッパにおいては、以上のものとはまったく異なった状況がみられる。言語、宗教、民族性などの地図は、相当に不規則なボルカ・ステップ型のように見えるようになる。ある色（言語）の斑点は、異なる色（宗教）の斑点の隣りに、部分的に重なり、あるいは完全に一致して重なって存在するかも知れない。斑点の第三（民族性）のものは前者二種類の斑点の上にまき散されている。」(p.44) このような世界は中央ヨーロッパからバルカン半島を下り、そして近東に至る。言語上および民族上の同化作用の起こらなかった地域としてドイッチュはレバノン、エジプト、アフガニスタン、イラン、インド、ビルマ、マラヤ、インドネシア、さらにはアフリカにおけるナイジェリア、ケニア、モロッコ、そして中央アメリカの諸国、コロンビア、西インド諸島、等々などをあげている。民族形成がいまだ行われていないこのような広大な地域の存在に照らして見れば、西ヨーロッパ的統合の世界の方がむしろ例外である。「小さな集団、種族、少数民族、宗教的集団などのほぼ無秩序な混合体は、むしろ人類が石器時代以来たどってきた規則的なパターンである」(p.46) と、ドイッチュは書いている。

ドイッチュはさらに「レーヤケーキの中の干ぶどう」という比喩を使って東ヨーロッパにおける人種の地理と社会構造を論じている。この部分は現在の東欧の民族間

題との関連でもきわめて興味深く、またプラハ出身のドイッチュのおそらく得意の領域であるが、ここでは省略せざるをえない。ドイッチュの西ヨーロッパ型統合と東ヨーロッパ型統合という類型化を、われわれは今では古典的となったハンス・コーン
のナショナリズム論における西欧型ナショナリズム〔先発型〕と中＝東欧型〔後発型〕ナショナリズム⁶¹に重ね合わせて理解することができるであろう。

最後にドイッチュの統合論における近代化論的側面が最も顕著に現われている章〔第三章「開発途上国におけるナショナリズム」〕にふれておきたい。ドイッチュはこの章で西ヨーロッパ、東ヨーロッパ、アジア・アフリカの近代化について、西ヨーロッパの近代化—早く始まり、テンポの遅い統合的パターン、東ヨーロッパの発展—最近に始まり、テンポの早い分裂的形態、アジア・アフリカにおける近代化—始まりが遅く、テンポがさらに急な形態というような特徴づけをしているのであるが、それは以下のような近代化の指標に照らしての分析である。

- (1) 都市化の始まり。
- (2) 市場の拡大—貨幣の広範な使用。
- (3) 大量の聴衆（大衆運動）。
- (4) 識字率、読み書きの能力（標準語—国語）。
- (5) 制限選挙。
- (6) 大衆選挙。

日本にかんする記述はきわめて少なく、アジア・アフリカの項に、「日本の近代化は二百年かそこいら前から存在してきたかもしれないが、日本はおそらくアジア諸国の中で最も進み、また最も急速に発展している」と記されているだけである。だが、イスラム世界や中国、インドなどを論じた後では日本の異質性は際立っており、むしろ他の章でドイッチュが暗示しているように、西ヨーロッパとの類似が目立ってくる。この問題は、ビルンボームによって提出された国家類型と社会の国家化の過程にかんする考察を検討（次章）した後に、あらためて論じたい。

Ⅲ P. ビルンボームの比較国家論

ピエール・ビルンボーム（Pierre Birnbaum 1940～）は最近わが国でも注目を集めはじめたフランスの社会学者で、『現代フランスの権力エリート』『国家の歴史社会学』などの書物⁷⁷がすでに訳出されている。トックヴィルの研究やアメリカの権力構造の分析を手がけ、アングロ・サクソン系の社会理論に精通した新しい世代の社会学

者である。1970年代の後半からはフランスのエリートや官僚制の研究が多くなり、国家社会学への方向性が明確になってゆく。レイモン・アロンやモーリス・デュヴェルジェ後の空白を埋める貴重な存在である。社会学の理論的系譜からみれば、主として英米の現代社会の考察によって理論的に構築された機能主義社会学の基本概念（特に「分化」「自律化」「普遍化」「制度化」など）をヨーロッパの歴史的過程のなかに置きなおして再検討し、実証的な歴史研究によって練えなおす、新しい「国家の歴史社会学」構築の試みである。

私がここで特にビルンボームの国家類型論を取りあげるのは、国家にかんするわれわれの既成概念をくつがえし国家を相対化する数多くの示唆にとんだ指摘がそこに見出されるからである。ビルンボームの国家の諸類型にかんする記述は、歴史の実証をふまえてだされているだけに説得力が強い。

ビルンボームの国家論の際立った特色の一つは、マルクス＝オーラスティン流の経済決定論や単系発展説を厳しく批判していることであろう。同じ論理によって機能主義的な普遍主義（合理化論）も——したがってドイッチュの近代化論も（もっともビルンボームはドイッチュの名をあげていない）——退けられる。もちろんビルンボームも経済的要因を決して軽視しているわけではない。しかし国家の誕生や形成を歴史的に考察してゆくと、国家はマルクスやオーラスティンが指摘する経済的な発展段階以前に、あるいは経済的發展に抗して誕生し、国家の存在が経済的發展を催進する場合も妨げる場合も、ともに観察されるからである。ビルンボームによれば「国家は何よりも特定の歴史すなわち西欧の歴史の産物であり、しかも特定の時期とくにルネサンス期の産物である」（『国家の歴史社会学』p.109）。より具体的に言えば、国家の起源は「封建制を揺るがした政治的危機に求められるべきである」（同上、p.135）。ビルンボームはヨーロッパの社会秩序に固有の二つの機能障害とそれへの対応のなかに国家現象の発生を見る。第一は、「主権の極端な分散化と、細分化された領主所領における政治・経済・法律の極度な未分化状態を特徴とする政治構造」から生じたもの。第二は、「権威主義的な調整力なくしては新しい分業に適應できず、しかも環境の種々の変化に直面してそのまま存続できない封建的社会団体の硬化」から生じたもの（p.135）。したがって国家は何よりも「政治構造の普遍的な中央集権化過程から生じた脱封建的産物」であり、典型的な封建制（主権の分散化）をもたないゲルマン的な北方の社会や、イギリスのように早期に政治的中心が大した混乱もなく形成され、封建的社会団体の硬直化も認められなかった地域においては、国家化はフランスのような明確な形をとりえない、ということになる。

ビルンボームの国家論の第二の特徴は、「文化規範」の役割の重視である。「まさに特定の社会団体が創出した国民国家は、当然、特定の文化の型をもって登場したのである。それ故、この文化の重要性を過小評価することはできない」(p.141)。ビルンボームによれば、国家の発生は「西ヨーロッパに固有の文化モデルによって規定され実体化されたものである。」ビルンボームは文化の重要性を強調することによって、国家の西ヨーロッパ固有の性格を強調すると同時に、文化の差異によって国家の型が多様であることを示唆している。ただしここでいう文化はわれわれが直ちに想起するような一般的な伝統文化とはいささか趣を異にしている。ビルンボームは続けて言う。「西ヨーロッパ社会の文化モデルでは、緊張と紛争との最適な解決方法は政治的なものを分離し自律化することであるとされていた」(p.141)。つまりここで云う「文化」とは「分化」であり「分離」である。ビルンボームはとりわけ次の四つの側面を強調している。(1) 政治システムと宗教システムの分離。— ここではキリスト教における「世俗的なもの」と「教会的なもの」の分離と融合が国家の形成と類型化に果たした役割が分析されている(西ヨーロッパ教会と東方正教会、カトリック文化圏とプロテスタント文化圏など)。(2) 家族の領域と政治の領域との分離。(3) 私的制度(私法)と公的制度(公法)との分離— ローマ法の強い影響。(4) 経済的なものの分離— 「自律的な経済部門の誕生は文化の問題でもあり、それに伴って起こった社会構造の再編制は、西欧の国民国家の形成にとって決定的な要素の一つであった」(p.149)。

ビルンボームが国家は西ヨーロッパの固有の歴史の産物であることを強調しているのは、西ヨーロッパ(とりわけフランス)の特殊性を述べるためであるよりは、次の二点を主張するためであるように思われる。第一は、国家は限定された地域の限定された時代の産物であることを指摘することによって、国家の普遍性の神話を打破すること。— 『国家の歴史社会学』の最後のページは次の言葉で結ばれている。「国家は明らかに政治的合理化の手段であるとしても、国家がその役割を独占しているわけではない。国家によるその役割遂行はますます困難になってきている。国家は恐らく多くの危機に対する有効な解決策ではあろうが、必ずしもあらゆる問題に対応できるとはかぎらない。したがって、国家は永遠にいかなるところにおいても社会の唯一の統治形態である、とみなすことはできない」(p.222)。第二は、特殊西欧的な統治形態である国家を第三世界に移出しても、必ず失敗するという主張。しかしながら近代が中央集権化と高度な分業の時代であること²⁾を前提とする以上、ビルンボームの歴史的諸条件の重視、現実の多様性を説明する経済・社会・政治の変数と文化的規範の探

究は、国家の諸類型の考察に向わざるをえない。こうして社会システムの多様性は国家類型とのかかわりによって説明されることになるだろう。

ビルンボームは、高度に制度化された国家が存在するか否か、国家とは別種の調整機能を果す中心が存在するか否かを基本的な指標として、次の四つの型のモデルを提出する。

M (1). 中心と国家とを同時にもつ政治システム（フランス—プロシア，スペイン）

M (2). 中心なき国家をもつ政治システム（イタリア）

M (3). 真の国家なき中心をもつ政治システム（イギリス，アメリカ）

M (4). 中心も完全な国家ももたない政治システム（スイス）

上記の四つのモデルのうち M (1)、M (2) は程度の差はあるが、いずれも国家が市民社会を支配し組織化している。したがって強力な官僚制をもつことによって社会システムを支配しようとする社会である（理念型としてのフランス、類似の発展過程を不完全にたどった国としてプロシア、スペイン、イタリアがあげられる）。これに対して後の M (3)、M (4) は市民社会の自己組織化が進み、強力な国家と支配的な官僚制の出現を不可能にしている社会である（理念型としてはイギリス、類似の発展をたどってきたものとしてアメリカ、多極共存型民主主義国としてのスイスなどがあげられる）。〔上記の二つのグループは別のコンテキストでは「強い国」(Etat fort) と「弱い国」(Etat faible, Etat minimal) として分類されている。⁹⁾〕

以上の四類型のうち日本の国家との類似が特に注目されるのは第一の M (1) の場合であろう。国家の理念型とみなされるフランスについてビルンボームは次のように書いている。

「かつてフランスほど分化と制度化の過程が進んだ国はない。フランスでは、国家はなんとかしてひとたび絶対主義化に成功すると、最高権力の地位を守るにいたった。ユーグ・カペー（在位987—996年）からルイ十四世（在位1643—1715年）まで、またフランス革命からナポレオン三世、それからドゴール体制まで国家は絶えず市民社会に対する支配を拡大し、自己の自律化を進め、そしてついに全周囲の支配に適した巨大な閉鎖的行政機構を築き上げた。実力の行政権を合法的に独占し、主権の及ぶ領土を管理し、最果ての地方にまで監督権限を行使し、国境を守るといった恒常的な役割システムが、国家によって形成された。しかもこの役割システムが能力を基準にして非人格的に採用された公務員によって作動する政治・行政機関として制度化されるならば、フランスにおける国家はまさに国家の理念型とみなされるであろう。」（『国家の歴史社会学』p.173）

このような制度化が、17、8世紀の絶対主義国家、さらにはフランス革命と帝政時代を通じて実現、強化されてゆく過程をビルンボームは数ページわたってたどっているが、それはほとんどトックヴィルが『アンシャン・レジーム』で描きだした世界である。ビルンボームはさらに19世紀とそれ以後の制度化についても次のように記す。「絶対主義国家の時代と革命・ナポレオンの時代はともに権力的体制の時代であったが、その後の自由主義の隆盛期も含めて、官僚制は不断に強化されてきた。(……)つまり、従来の多くの考え方とは反対に、アンシャン・レジーム、19世紀、現在のそれぞれにおける中央集権の間には何ら断絶はない、ということである。たとえば、ナポレオン三世体制、二つの世界大戦とその直後、さらにはドゴール体制といった権力的体制の時代にも、国家は行政を強化しながら絶えず制度化を押し進めた」(p.180)。ここでは政体やレジームと国家が明確に区別されて、国家の一貫性が強調されている。以上に要約されているようなフランス史のイメージは、私がこれまでボナパルティズム論その他で述べてきた¹⁰⁾ものとはほぼ一致している。ただし後に述べるように、ここでは国家、すなわち官僚制と中央集権の機構面のみに照明が当てられた結果、「国民」の変質を考察する視点が脱落していることは指摘しておかねばならないだろう。

プロシヤはフランスと類似の過程をたどった社会であるが、さまざまな理由から国家の制度化は未完成に終わった、とビルンボームは考える。独—仏の差違の第一は、国家の誕生をめぐる歴史的条件の違いである。「ドイツ神聖ローマ帝国は国家に発展できなかったために、領邦君主と都市が権力と自治権を拡大するのを放任せざるをえなかったが、まさにその神聖ローマ帝国が崩壊した後、17世紀にある領域に国家が誕生した。それがプロシヤ国家であるが、これはフランスのように周辺に対する度重なる苛酷な支配を通じて進められた中央集権化過程の所産ではなく、最初から直接支配権を及ぼす領域そのものであった。自律化と国境監視との二つの過程から生まれたものではない」(p.185)。こうしてプロシヤ国家はフランス国家よりも「作為的性格の強い、つまり輸入された国家」となる。

ではそのようにして誕生したプロシヤ国家の特色は何か。「プロシヤ国家は、農兵と大土地貴族(ユンカー)が住んでいた不毛の土地に歴代の選挙侯が軍事力によって築いたものである。公権力に絶対的の権力を与える真の警察国家(Polizeistaat)が樹立された。」(p.185) こうしてプロシヤは「軍隊と警察がきわめて重要な役割を果たす守備隊国家」の様相を示すようになり、同時に「君主の絶対的の権力に完全に服従する官僚集団」も出現する。ビルンボームがプロシヤの特徴として特に強調しているのは

貴族階級（ユンカー）のあり方である。フランスでは貴族が行政から排除されたのに対して、プロシアではユンカーは行政に組みこまれて国家と貴族との恒常的な融合関係が成立する。軍隊の指揮権はユンカーに属していた（フランスでは国王直属の役人）。官吏の君主個人への絶対的な「忠誠」義務によって、合理的・非人格的な官僚制の発達も失敗に終る。だがこうしたプロシアの特殊性もイギリスの場合と比べてみれば、多くの点でフランスに近い。プロシアは当初フランスと同じ重商主義政策をとった。王立工場の開設、（フランスよりもはるかに効率のよい）財政制度、国家の管理職養成のための高等専門学校制度の発達（フランスの国立土木学校に当たる土木高等専門学校など）、士官学校の創設など、国家の介入主義はフランスの例に近く、時にはいっそう徹底していた。ビルンボームによればこのような国家装置は19世紀にさまざまな関税同盟の相次ぐ誕生を容易にし、市場の開設に大きな役割をはたす。だが貴族主導の下に「上からの革命」として行われたこのような産業化はブルジョアジーの発達を妨げる。

19世紀になってプロシアは警察国家から法治国家に変貌する。ビルンボームは法治国家の理論家オットー・マイアーを引用しながら、フランスの公法がドイツ法のモデルとして役立ったこと、とりわけ独仏における行政法が市民社会に対する国家の自律化を促進するのに重要な役割をはたしたことを、それとは異なるイギリスの場合と比較しながら述べている。「この官僚制国家は不可避免的にフランスの政治システムのいくつかの主要な特徴を有することになった」（p.188）。だが1871年に誕生した帝国はプロシアの行政機構をそのまま全ドイツに拡大してうけつぎ、その結果、政府内の高級官僚の権限を強化することになる。こうして現在に至るまでドイツにおける上級公務員と政治システムとのかかわりはフランスより強く、そのことが国家の分化と自律化を妨げている。「ドイツの公務員は、公法の諸規定の遵守のみを義務づけられているフランスの公務員とは対照的に、政治秩序を支持する義務を負わされている」（p.189）。

B.バディとP.ビルンボームが『国家の歴史社会学』で分析してみせた以上のような国家の諸類型は、われわれが日本における国民国家の形成とその特徴づけを行おうとする場合に、きわめて貴重な参照体系を提示している。だが類型化という方法がもたらす欠陥も少なくない。例えば国家は市民社会に対立する制度として示されているが、その市民社会とは何か、また国家と市民社会の関係、国家が限定された時代と限定された地域のものであるとしても市民社会は普遍的永続的なものでありうるのか、等々、この書物では十分説明されていない疑問も多い。とりわけ著者たちの関心が官

僚制など国家の統治機構の面に集中していて、国民とは何かについての解答、あるいは国民統合のイデオロギーにかんする分析などは欠落している。このタイプの社会学によって、例えばナショナリズムの狂気を説明することはできないだろう。

国民統合という用語は『国家の歴史社会学』（1979年）においては用いられていない。ただしそれに続く『国家の論理』（La logique de l'Etat, 1982）においては国民の「国家化」（étatisation）が論じられている。ビルンボームはそこで、フランス革命期の軍隊における動員形態の変遷、県制度、政教分離と国家による教育の独占などを扱っており、これはまぎれもなく国民統合の問題であり、われわれにとってきわめて有益な分析をそこに読みとることができる。だが、ここでもビルンボームの主な関心は、国家による統制と制度化にあり、歴史的主体、あるいは主権者としての国民の動きを内側からとらえる視点は弱いと云わざるをえない。もしこの点がもう少し明確にされておれば、次第に強化されてゆく国家化の過程にも、王朝的国民と近代的国民のあいだには重大な転換があったことが注目され、さらにはユダヤ人問題に限らずより一般的な国民の自己解放の動き、民族自決やナショナリズム（日本や第三世界をも含めた）の問題への展望が開けていたのではないだろうか。

ビルンボームの方法的な弱点は第二部第四章「国家の伝播——ヨーロッパから従属社会へ」にはっきり現われていると思う。国家の誕生と形成における固有の歴史的条件の強調と類型化の試みは、「伝播」という概念とは必ずしも整合的でないからである。この章には「国家伝播の力学」の存在が指摘されているが、それがどのような内実をもち、どのように機能したかについての十分に説得的な説明が行われていない。「国家」はローマ文化の影響の下にフランスで起こった反封建運動のなかから生まれ、「国民」はイギリスで起こった契約主義運動のなかから生まれたことが強調されているが、その「国民」概念がフランスでどうしてあれほど熱狂を呼び起こしたかについての説明はなく、「この方式は確かに英仏海峡を越えて大陸に伝播し、最初は国民の観念を、ついで議会制度の観念を伝えたのである」（p.153）と記されるのみである。プロシヤの場合には、「このようにして18世紀初頭に中央集権的なプロシヤ王国が誕生したのは国内的諸問題への対応からではなく、むしろ主に西欧の新しい諸国家による軍事的脅威と結びついた対外的諸要因への対応からであった」（p.155）と述べられていて「国家伝播の力学」の内実が軍事的脅威と結びついていたことが示されているが、「対外的諸要因」が具体的に何を示しているのかは明らかでない。ロシアの場合は「ツァーリ体制は西欧国家に固有のいくつかの制度を取り入れようとしてあらゆることを試みたが、結局、[社会的なものと政治的なものの] 融合モデルを強化する

にとどまった」(p.158) ことが指摘されているが、ツアリー体制がなぜあれほど熱心に西欧国家に固有な制度を取り入れようとしたのかについては説明不足である。

「この西欧の国家モデルの伝播は、ロシアの場合以上に西欧の文化や下部構造との違いが大きい社会に及ぶと、大抵の場合その社会の特性とは正反対で、しかも暴力や全体主義によってしか存在しえない雑種的な政治形態の出現をもたらす」(p.158)。というのがこの章とこの書物を通じてのビルンボームの主要なモチーフの一つである。この原則は第三世界にそのままあてはめられる、というよりはむしろ第三世界のさまざまな国家形成の試みとその悲惨な結末を考察してえられた結論であろう。同じ主張は同じ章の結論の部分にふたたび次のような形でくりかえされている。「ヨーロッパのルネサンス期に生まれ、現代世界で確固たる地位を築いている国家のように、世界観、権利の観念、特定の集团的記憶と結びついている国家は、現在の第三世界を築き上げている多様な文化には絶対に適合できない。」(p.164)

だがはたして絶対に適合できないであろうか。ヨーロッパの列強は植民地支配を通じて第三世界の伝統的な文化や統治形態を破壊し、本国の支配を容易にするために本国の国家とも異なる植民地的統治機構を強制した。列強が植民地支配に行きづまって植民地の放棄をよぎなくされ、他方では植民地人の自覚のたかまりによって独立運動が進展してゆくなかで、いったいどのような社会あるいは国家の創出が可能であろうか。独立した植民地が本国との対等な諸権利を獲得するために、本国と同じタイプの国家の建設を求め、その国家を通じて自己の権利の回復をはかるというのは一つの政治力学として考えられるケースである。その場合の国家建設が植民地の特権階級の利益を維持するものであったり、また本国の利益のために強制されたものであった場合には、われわれもまた西欧流の国家は第三世界においては絶対に適合しないと言いたくなる。だが第三世界において国家（それ自体の善悪は別にして）の成立（あるいは移植）を不可能にしているのは、両者の単なる文化的な差違であろうか、それとも土着の文化をも破壊しつつそうとした植民者たちの蛮行の結果がそのような結果をもたらしているのではないか。こうした問題については、もう少し精密な考察が必要だろう。ビルンボームは触れていないが新興国の国境を制定したのは、多くの場合新興国の文化や国民ではなく、宗主国、すなわち欧米列強の利害であり、彼らの利害にあわせて国境の線引きがなされて、それが現在の様々な国家内あるいは国家間の紛争の原因となっていることも忘れてならないだろう。国家がうまく機能しないという現実には、新興国の文化的伝統が国家に適合しないことを必ずしも意味しないのではないか。

国際的な関係にかんするビルンボームの記述も、私にはどこか転倒しているような印象を与える。「世界の政治秩序は、国際法や支配的な価値体系を通して、各社会は隣の社会に評価され、発展した社会として認められるには、国家を唯一のモデルとして努力すべきである」という考えを広めている。ところが実は、地方エリートが国家モデルをどんなに自分のものにしても、第三世界では、そのモデルは形式的にしか機能しないし模倣されない」(p.161)。この認識は正しいだろう。だがどこかわれわれにはしっくりこない。つまりビルンボームはここではモデルの国フランスの側から書いていて、模倣に専念せざるをえない側の切迫した必要性の側からは見ていないのである。例えば日本が一つの近代国家として世界に認められることを望み、不平等条約を改正したいという悲願を抱いて悪戦苦闘しているときに、鹿鳴館の模倣を田舎町の安物のカジノのようだという嘲笑し、ひたすら日本が伝統的な文化を失うことを歎くフランスの文人と同じ視点がそこに働いている。「国家伝播の力学」とは、第三世界に西欧的な国家造りを余儀なくさせるような世界の秩序、あるいは世界の国家システムの側の圧力ではなかったのか。

最後にビルンボームの国家論のなかに、世界の人口の何分の一かを占める中国や、欧米列強の植民地化をまねがれるために西欧的な国家造りに専念して、結局はその目的を果たしたという意味において国家形成に成功したタイや日本などにかんする考察が欠けているのはやはり大きな欠落であろう。ここでそのことを指摘するのは、ないものねだりということでなく、もし日本の国家がフランスよりも成功した国家であることが立証されれば(その可能性は皆無とは言えないだろう)、ビルンボームの国家論の前提は根底からくつがえされるからである。ドイッチュの場合もビルンボームの場合も、彼らの理論は日本を視野に入れることによって大巾に修正せざるをえないだろう。

IV 日本における国民統合と文化変容

K・W・ドイッチュの国民統合論とP.ビルンボームの比較国家論を参照しながら、日本における国民統合と文化変容の問題を考えてみよう。

はじめに、きわめて対照的な論述であるにもかかわらずこの二人の論者がともに、われわれが国民統合の問題を考える場合にきわめて重要な国家の相対化という視点をそなえていたことをあらためて指摘しておきたい。それは三点に要約できると思う。第一は、国家は必ずしも地球上のあらゆる地域に適合的ではないということ。第二に、国家は歴史的な特定の時代の現象であって国家の時代はやがて終りを告げるであ

ろうということ。第三は、それにもかかわらず、国家は広く地球上に伝播し、またそれぞれの国家において国家の果す役割はますます増大し、国家化は強化されているということ。

第一点にかんしては、ドイツは西ヨーロッパ型に対する東ヨーロッパ型の特徴（根強い少数民族のボルカ・ステップ型世界）として類型化しており、ビルンボームはイギリス型（弱い国家、低国家化）とフランス型（強い国家）の対照を明らかにしつつ、とりわけ第三世界における国家の不可能性を強調している。いずれにせよこの観点からみると、われわれが知っているような一般的な国家のイメージ、あるいは日本の国家と近代化の歩みは、決して普遍化できないかなり特殊なものになるだろう。

第二点にかんしては、ドイツは国民国家から世界国家への過程の一段階として国民統合を考えており、ビルンボームは未来の展望には触れないものの、国家が西欧の歴史的・文化的産物であることを強調し、現代におけるさまざまな危機の解決策として国家が明らかな限界をもつことを指摘している。

第三点は、一見第二点と矛盾するかのようであるが、次のように考えれば矛盾しない。われわれはいま国家の終末を予見しうような地点に到達しているが、しかしその終末までの距離はいまだに遠く、また国家が危機的な状況をむかえているだけに、国家の介入や国家化はいっそう強化される。つまり国家化という現象それ自体が国家の危機の表現である。国家の介入の強化について、ドイツは福祉国家を念頭において、国家におけるサービスの要求が絶えず上昇し、国家がもはやその負担に耐えかねる状況が現出していることを指摘しており、ビルンボームもまた、市民社会と国民の国家化はつねに強化され、すべては国家をめぐる秩序づけられていることを指摘している。われわれはすべてが国家の色に染めあげられ、経済も政治も文化も風俗も地球上のあらゆる現象が国家の支配、あるいは国家とのかかわりを考慮に入れなければ論じられないような状況にある。しかも一国の国家化は隣国やその他の国々の国家化を促進し、あるいは必要とする（あるいは一国家の崩壊は隣国やその他の国家の崩壊につながりかねない）、ということを忘れてはならないだろう。国家に適した国も、国家に適さない国にも国家が形成され、あるいは強制されている現実を目をつぶることはできない、170をこえる国々の代表がそれぞれの国旗をかかげてオリンピックの会場に集うイメージは、国際関係の苛酷な現実を覆いかくす一つの虚構であろうが、虚構にはそれなりの現実的な意味がある。

さて上記のような広い視野を設定した上で、われわれの問題である日本の国家と国

民統合をどのように位置づければよいであろうか。前もって明確にしておかなければならないいくつかの問題があるだろう。まず第一に日本の国家は歴史的にどの時点で創出されたかという問題である。この問題は当然、国家とは何か、いかなる条件が満たされたときにそれを国家と呼べるのか、という設問を伴っている。実はこの基本的な問題にかんしてドイッチュやビルンボームの上記の書物は、あまり明快な解答を出していない。ドイッチュは政治（国民）統合の同時的に進行する6つの過程や、社会的動員を可能にする7あるいは8の近代化の指標を提示しているが、その起点が歴史的にどの時代に設定されるのかについてはかなりあいまいである。西ヨーロッパの場合、ほぼ10、11世紀あたりからゆるやかなテンポの統合が始められたこと、旧帝国と近代国家とのあいだには住民と国家の關係に大きな違いのあることは述べられているが、歴史的に立ち入った分析はなされていない。ビルンボームの場合は封建制の危機の対応策としての国家というとらえ方であるから、起点については一応明確であるが、王国と近代国家との区別はあいまいである。ビルンボームの場合は、トックヴィルやテーヌ流に、国家装置にかんしてはルイ十四世時代も大革命後も連続していて本質的な変化はないという主張を表に出しているので、国家の歴史的な変容の問題は捨象されてしまい、類型として示されるのは一応の完成形態の現代国家ということになるだろう。もっともビルンボームは別のテキストで国家の指標にかんして論じている。これにかんしては中野裕二氏の研究があるので以下に引用させていただく。

「ビルンボームは「国家」の指標として以下の六つをあげる。それは①自らの役割と独自の価値体系に深く同意している官吏によって運営される官僚制、②国家教育体系の早期形成、③国家と市民社会との間に境界線を引き両者の分離を促進する行政法体系、④国家に固有な規範と価値の生成を促す世俗化、⑤国有化企業を中心にした経済的介入政策、⑥国家と市民との間に一義的な關係をもたらしするための周辺の忠誠關係（言語、習慣）の体系的破壊、である。」¹¹¹

これら六つの条件がそろったものが国家であるとすれば、そのような条件が一応の形をなすのはフランスではフランス革命以後、日本では明治維新以後となるだろう。国家の問題を論じる場合には、私は歴史的に古代国家、近代国家、現代国家の区別ははっきりしておいた方がよいと思う。この名称は適切でないかもしれず、私もそれに固執しないが、古代国家とはフランスであればユーク・カペー以後、日本では律令制以後、近代国家はフランスでは絶対主義王政以後、日本では徳川時代、現代国家はいわゆる国民国家の成立以後でフランスではフランス革命以後、日本では明治維新以後ということになるだろう。私は講座派—労農派以後の論争をある程度わきまえた上

で、このような提案をしているのであるが、ここではその問題には立ち入らない。ここで重要なのは、第一に、かつての論争は経済的な土台と資本主義の性格規定の問題から発しているのに対して、ここでは国家装置と国民統合の形態を問題にしているということ。第二にこのような時代区分はわれわれのプロジェクト研究の、これまでの過程からごく自然に導き出されているということである。第二期の総合プロジェクトのテーマ（副題）が「幕末・明治期における外国文化受容」となっているのは、明治維新以後を扱う場合にもそれ以前の時代、少なくとも徳川末期を視野に入れておかねばならないことが経験的に感知されたからだと思う。私は徳川時代を近代国家の時代とすることによって、近代の問題を江戸期から現代まで一貫して眺める視点を一方で確立しながら、明治期の変革はフランス革命に匹敵する大革命としてその世界的な意義を十分に理解するような二重の視点が、この時期の文化変容を考察する場合にはぜひとも必要であり、それがこの共同研究の特色ともなりうると考えているが、この点についてはさらに全員の討論に待ちたいと思う。

このような日本とフランスを対照させながら歴史的段階と国家類型を考えるやり方は、二つの点で私をためらわせる。第一は、それがあまりにも単純にすぎること。だがここでは結論ではなく一つの目安が必要なのであって、ここでこの問題をくわしく論じてはじまらないだろう。第二は、日仏の比較があまりにも見事に照応するという。これは単純化の一つの結果であり、またメルクマールをどこにとるかによって結論は多様であり、細かく論じはじめればきりのないことを知った上で、しかもなおその類似には驚かざるをえない。日本における近代国家形成は西欧をモデルとした国家形成のきわめて優等生的な成功例であるという印象を私はぬぐえない。だが模倣にしてもそれが成功するためにはそれなりの歴史的条件が必要であり、ビルンボームの論理を逆用すれば日本にはフランス—あるいはプロシア—にきわめて類似した歴史過程と文化的条件が存在していたということになるであろう。このような問題の解答も各人の研究をふまえた上で全体の討論に待ちたいと思う。

国民統合の諸項目にかんして私はすでに一つの表を提出しているが、それについてこれまでくわしく説明する機会がなかったので、ここであらためてとりあげたい。ドイッチュとビルンボームの国民国家論を検討してきたいま、この表は以前よりもよりよく理解されうるであろうし、また追加・修正すべき項目や再検討すべき問題もいくつか見出されるはずである。拙稿「近代日本における文化受容の諸問題」におけるこの表の説明は以下のようなものであった。

「この表はフランス革命における国民統合の前提と諸要素をとりだして列挙したも

のであるが、明治維新についてもほとんどそのままの形で適用できるであろう。つまり国民統合の観点は、フランス革命と明治維新の差異と同時に類似性を照らし出す
が、差異よりはむしろ類似性の方をより強く印象づけることになる。これはある意味
ではごく当然のことである。なぜなら国民国家の形成とは世界の国民国家システムの
一端を形成することである以上、後続の国民国家が先行の国民国家に似せて作られる
—そうでなければ世界的な国民国家のシステムは成立しえない—からである。そう
した事情は、日本の国民国家形成の過程のなかでは、それが遅れて世界的な国民国家
のシステムに参入しただけ、いっそう明確に読みとれる」(p.26)。

次にこの表を再録するが、説明の便宜のために、原表にはなかった番号を付してお
こう。

国民統合の前提と諸要素

(1)—交通（コミュニケーション）網、土地制度、租税、貨幣— 度量衡の統一、市場……植民地	← 経済統合
(2)—憲法、国民議会、（集権的）政府—地方自治体（県）、裁判 所、警察—刑務所、軍隊（国民軍、徴兵制）	← 国家統合
(3)—戸籍—家族、学校—教会（寺社）、博物館、劇場、政党、 新聞（ジャーナリズム）	← 国民統合
(4)—国民的なさまざまなシンボル、モットー、誓約、国旗、国 家、暦、国語、文学、芸術、建築、修史、地誌編纂	
(5)—市民（国家）宗教—祭典（新しい宗教の創出— Michelet、 伝統の創出— Hobsbawm）	

この表を作制したときの意図では、(1)は国民統合の経済的条件、(2)は統治機構、あ
るいは国家の抑圧装置、(3)は市民の創出にかかわる国家のイデオロギー装置、(4)は
国民的なイデオロギーにかかわる制度やシンボル、(5)は国民国家の新たな宗教と伝
統を再考するためにつけ加えたものである。広義の国民統合を経済統合、国家統合、
国民統合と区分して考えれば、(1)は経済統合、(2)は国家統合、(3)(4)(5)は国民統合に
ほぼ対応する。

この表を作った意図の一つは、国民統合の全体的なイメージを得ることであった。
ドイッチュが統合のさまざまな過程が平行的に相関連して進行することを強調してい

るように、またビルンボームが国家化 (étatisation) の語によってあらゆる事柄の国家との関連を強調しているように、国民統合はその本性上部分的ではありえず、つねにあらゆる領域にかかわり全体化をめざすものである。バルザックが、ナポレオンの事業を念頭におきながら、社会のあらゆる領域を描きそれを総合するような「人間喜劇」の構想を抱いたことは、まさにフランスにおける国家形成と国民統合の現象と原理を映すものであった。

この表は網羅的なものでなく、国民国家形成のために必要な基本的な項目をさぐろうとしたものである。したがって先に引用したビルンボームの六つ (あるいは七つ) の国家の指標をこれに対応させて、この表の欠陥を埋めあるいは再解釈を行うことも可能であろう。例えばビルンボームが第一にあげている「官僚制」はこの表では「政府—地方自治体 (県)」と「学校」という二つの国家装置の背後に隠れているから、それを意識化して、わが国の官僚制形成に照明を当てる (例えば東京帝国大学の役割) といったように。また「行政法体系」が指標として取りだされているのは、国家と市民社会との間に境界線を引くものとしてであるが、この指標は、行政法それ自体の問題の他に日本における市民社会の独自性、日本に市民社会が存在したか、あるいは市民社会を創り出したのはむしろ国家ではなかったかといった、従来いく度も議論された問題に異なった角度からふたたび導くことになるかもしれない。第4の国家の「経済的介入」は、後発の国になるほどいっそう重要な問題になるだろう。第5の「世俗化」の問題は、既成宗教と国家宗教の問題として組みなおすことができる。第6の「国家と市民との間に一義的な関係をもたらしするための周辺の忠誠関係 (言語・習慣) の体系的破壊」はフランス革命の政府がきわめて暴力的に行った政策であり、この表の(4)(5)の諸項目を明治維新と関連づけて考えるときにあらためて取りあげるべき問題を提起している。(ついでながら表の(5)には習俗または風俗をつけ加えるべきであろう。)、等々。

だがこのようにしてビルンボームの指標を国民統合の表と対照させて読んでゆけば、ビルンボームの欠落部分もまた明らかになる。例えば、近代国家にとってきわめて重要な「軍隊」がそこでは脱落している。国家形成に重要な役割をはたす国民的なシンボルやイメージの問題、あるいは一見市民社会に属すると思われるジャーナリズムや文学・芸術が国民統合のなかではたす大きな役割などもこの指標からは見えてこない。また家族の問題をいかに考えるべきかという疑問も残る。ここで一つ個人的な感想を記させていただければ、西欧における自国の国家を対象にした伝統的学問的国家論よりも、第三世界や日本のような後発の諸国における国家の模倣の実践的な試み

の方が、国家の本質をよりよく捉えていることが時に起こりうるのではないだろうか。ビルンボームが絶対に不可能だという第三世界の模倣された国家の醜悪なパロディの中にこそ西欧的国家の本質が顕現している、という命題を追ってみたいものである。より実証的なわれわれの問題のレベルに帰って言えば、岩倉使節団の趣意書や報告書に描かれた近代西欧の国家像は、現実の国家作りの必要にせまられた人々のものであるだけに、観察が深くゆきとどいている（岩倉使節団にかんしては「19世紀ヨーロッパ文化研究会」からの研究報告書が1年後に出版される予定なので、それを参照されたい）。もちろん外側から見た彼らには見えなかったものも多く、一長一短ではあるが、幕末・明治期の知識人の外国認識の意外な正確さと視野の広さがどこから来ているかということは、われわれの研究会の一つのテーマになりうるだろう。

国民統合のすべての項目についてここでくわしく論じる余裕はないが、特に説明を要する、あるいは誤解をうけやすい項目について、以下に簡単な説明を加えておきたい。

(1)の冒頭に記した「交通（コミュニケーション）網」は、単なる交通路ではなく広義の交通、つまり人的交流や情報伝達をも含めた交通であり、この観点は偶然、ドイツの社会コミュニケーション論から国民統合を考える観点と一致する。(1)の最後に「植民地」をつけ加えたのは、国民統合の前提となる国内市場の形成は、国内市場の問題にとどまらないこと、つまり近代国家の拡張的侵略的傾向を国家の本性として認識しておきたいという意図を示している。フランス革命は当初の植民地解放のラインから結局は植民地維持の方針に後退した。明治政府が直ちに朝鮮や中国の植民地化に手をつけたことは周知の事実であろう。

(2)の「憲法」は Constitution の訳語としての憲法であり、成文の憲法と同時に広く国家組織の全体を指す意図があって冒頭におかれている。行政法も重要であろうが、旧制度との訣別に際しては何よりも憲法と人権宣言が決定的な意味をもっていたのであった。中央集権制度が革命によって突然設立されたのではなく、絶対主義王政の国家装置をうけついでいることは認めなければならない。同じことは徳川幕府と明治政府との関係についても云えるであろう。明治の廃藩置県は恐らくフランス革命における県制度の設立よりも変革と断絶の規模の大きさにおいていっそう劇的であっただろう。

新しい国民的な軍隊の創設は、単に国民国家に必要不可欠な秩序維持＝抑圧装置の形成というだけではなく、軍隊が国民統合の一つのモデルとして機能した（軍隊はおそらくあらゆる国家装置のなかで最も機能的であると同時に最も国民的で民主的な集

団であった) という点でも重要である。警察—刑務所の組み合わせは、時代とともに市民社会の秩序維持からイデオロギー的な統制の方向に重点が移動していると思う。各国の刑務所制度の比較は官僚制の比較と同様、あるいはそれ以上に興味深い比較国家論の視点を提出するであろう¹²⁾。

われわれのプロジェクト研究のテーマにより直接的にかかわってくるのは(3)以下の諸項目である。(3)に「戸籍—家族」とあるのは、第一に、国民統合の基本的な制度としての「戸籍」を重視したこと、第二に家族の変質、すなわち個人と家族のアイデンティティを保証するものが、教会や地域社会であったのが国家に移行することによって変る新しい時代の家族の特質を「戸籍」という語、あるいは新しい制度との関連で表現しなかったからである。文化と個人の伝達と再生産の場である家族は、国家と市民社会によるイニシアチヴの争奪の場となる。もう一つ家族にかんして重要なことは、国民統合が家族イメージを最大限に活用したことである。革命の初期に一度は解放されたかに見えた女性たちが、革命の進行とともに家庭の中に追い帰されてゆくという現象は、革命が最終的に目指す秩序がいかなるものであるかを暗示している。フランス革命における家族イメージにかんしてはリン・ハントのくわしい研究が最近まとめられて出版された¹³⁾が、明治維新や日本における国民統合にはたした家族イメージの研究が、こうした研究をふまえてさらに深められることが期待される。

「学校」と「教会」はフランスにおける最大のイデオロギー装置であった。フランス革命を境にして国家のイデオロギーのイニシアチヴは教会から学校に移る。もちろんその移行は一挙に行われたのではなく、長い期間の闘争を伴うことになる。だが世俗化はとりわけキリスト教が支配的であった国々の問題であるが、わが国のように仏教がすでに国家宗教としての大きな力を失っているような場合、あるいは逆にイスラム教国のように宗教の力が強くて政教分離が行われないような場合をどう考えるかという問題が残るだろう。ここで単に「学校」と記しているのは教育制度の全体を総括的に示しているのであって、初等教育から高等教育、あるいは一般的な教育から専門教育、等々を含む。そうした個々の制度における文化受容の問題をくわしく考察すると同時に教育制度を全体としてとらえる視点をもつ必要があるだろう。

博物館、美術館などが近代国家の中でいかなる意味と機能をはたすかについての関心は次第に高まってきている。私はフランス革命の動乱のなかで博物館の設立が緊急の議題となりえたこと、また岩倉使節団が各国の博物館に強い関心を示していることの意味をここであらためて考えたいと思う。フランスでは劇場が国民統合に果す役割はきわめて大きい。学校とともに劇場が国民教育の重要な場であるという認識がわが

国で弱かったのは何故か、そのこと自体が興味深い研究テーマになりうるだろう。政党やジャーナリズムにかんしても、与野党を問わず、あるいは国家的・反国家的であることを問わず、イデオロギー装置としてのその存在自体が国民統合に深くかかわっているという認識は、そうしたものの役割について新たな視野をひらくことになりはしないだろうか。

(4)では国民的なさまざまなシンボルや表現に注目している。従来の国家論ではこの領域にかんする考察が欠落している場合が多いが、フランス革命や明治維新における国家形成を注意深く観察すれば、この領域がきわめて重要なほとんど決定的な役割を果たしていることは否定できないだろう。「国民的なさまざまなシンボル」のなかには国民的な英雄（ダントンやナポレオン、西郷隆盛や明治天皇）の肖像や彫刻を含めてもよいだろう。ここに「モットー」と記してあるのは、云うまでもなく「自由・平等・友愛」を念頭においてのことであるが、このモットーが定着するのはかなり遅く、革命の初期は「法・王・国民」が一般的であった。先発の国民国家が進歩的の普遍主義なモットーをかかげるのに対して、後発の国家（ドイツ、ロシア、日本等々）が「文明開化」や「富国強兵」のようなスローガンをかかげるのは論理的に考えることであろう。いずれにせよ急速な国民統合にはモットーやスローガンが必要なのだ。

国旗や国歌にかんしては、その国民の特徴を表す国民的シンボルである以前に、国民国家の存在自体を示す記号であることに注目すべきであろう。バルセローナのオリンピック会場に集まった170カ国の国旗と国歌の由来を調べてみれば、その大部分がきわめて新しく作られたものであることに気付くはずである。国民国家とは国旗と国歌とスローガンを必要とする＜民族的＞集団である、という定義が考えられよう（民族的に＜＞を付したのは民族が多分に虚構的な概念であることを示すため）。国民的な時間を示す新しい「暦」がその中に記された祝祭日、諺や金言その他と共に国民文化と国民統合にいかにか大きな役割をはたしてきたかをあらためて強調する必要はないだろう。各国の暦の比較研究はきわめて興味深い比較文化論のテーマである。

国語の成立は、多くの場合、国民国家形成に際して中央の支配的な階層あるいは支配的な民族や地域の言語の被支配的な階層や周辺的な地域・民族への強制という抑圧の歴史を秘めている。フランス革命期におけるいわゆるフランス語の強制といわゆる方言の撲滅はきわめて暴力的に行われた。革命派には、フランス語は自由と共和主義の解放の言語であるのに対して方言や外国語は旧制度を維持する抑圧の言語であるという論理があったからである。日本の場合でも国語＝標準語の成立と普及にはさまざまな抑圧の歴史が隠されていることは周知のとおりである。ドイツ語が統合の過程

として、エリート集団の形成と標準語の形成を結びつけて論じているのはきわめて興味深い。中央のエリートの言語（したがって文化）が国語化する過程には強制／民主化という相反する二つの過程が含まれている。ロマン主義時代には民話や民謡の採集が盛んであった。地方の農民たちの伝承を通して民族的なものの国民の魂が求められたのである。だがそうしたものが結局はエリートの言葉を通じて国民化されたとすれば、国民文化とは一体何であったのだろうか。言語が文化の基礎をなすものであるとすれば、国民国家の時代の文化は国語のそのような性格から考察されなければならないだろう。学校教育は国語の普及と方言の撲滅に全力をつくしてきたのである。

国語の本質がそのようなものであってみれば、国語によって作られた文学や言語芸術にかんしても再検討が必要であろう。近現代、すなわち国民国家の時代の文学が、個人主義的で反国家主義的であるなどという伝説は疑ってみる必要がある。大筋として、近代文学は国民統合のための一つの制度としての役割をはたしたであった¹⁴⁾。そのことはフランスの場合にはもう少し容易に納得されるであろう。文学が国民精神の表現であるということはむしろ常識といってよいだろう。それゆえフランスの大政治家はナポレオンからミッテランに至るまで、その大半は同時に文学者であったし、文学者であることを誇りにしていたのである。

言語を用いない絵画や彫刻・建築、音楽などについても、それが国民統合の強力なイデオロギーに染めあげられており、国民統合の重要な役割をになわされていることに変わりはない。ダヴィッドはそのような国民主義への転換の時代を生きた画家であった。一見してきわめて対照的なドイツとフランスのロマン主義も国民主義という点では一致している。ナポレオン一世も三世の事業が示しているように、彫刻・建築さらには都市計画といったものがいかに国民統合の手段として使われ重要な意味をもっていたか、そして同じ伝統が現代においても例えばミッテラン社会党政権下の革命200年記念事業に受けつがれているのを見るのは興味深い。カトリック時代には荘厳な寺院や数多くのイコンを必要としたように、国民国家の時代にも国民的な記念建造物や彫刻、絵画、あるいは音楽などが必要とされたのであった。一見国家とは無縁な小市民の生活や感情を描いた作品が、その非政治的外見ゆえに一層つよいイデオロギー性を宿していることは、大いにありうることだろう。国民には、自分の国や自分の生活をその目で見、その耳で聞いて再確認することが必要である。国民的な歴史の創造（修史と神話）と自国の風土の確認（地誌と風景）は、国民国家の時代の政府がぜひとも行うべき事業の一つとなる。風景でさえも国家によって国民的に作られるのだ。

日本の場合は建築の概念ひとつをとってみても同一に論じることはいかなる

う。だがモデルとして取り入れられた文化のなかに秘められたそのような国民主義は十分に感じられたであろうし、自国の国民統合の磁力はあらゆる領域に作用して独自の注目すべき現象を呼びおこしたはずである（例えば、欧化と回帰の現象、洋画と日本画、風俗における洋風と和風、等々の問題をこの観点から再考察することもできるだろう。）国民国家の時代の文化は、以上の意味ですべて国民的な特色をおびざるをえない。国民文化という用語をこれまでとは異った意味で用いる必要があるだろう。

(5)に「市民（国家）宗教—祭典」と記したのは、まず第一にルソーの提起した la religion civile の問題と革命期における国家宗教の問題があったからである。J-J・ルソーは『社会契約論』において社会契約を基軸にした新しい国民国家の創出を考えたのであるが、最後になって la religion civile にかんする章をつけ加える。つまり国民国家の完成には単なる法的関係では終らない、精神的宗教的なきずな（愛国心）の必要性を、ルソーは予感したのであった。ルソーのこの予感はフランス革命において現実のものとなる。旧制度とキリスト教を打倒したあとに、新しく形成されるべき共同体の精神的きずなの核心をどこにおくかは、国民国家形成の最大の難問の一つであった。フランス革命においては国旗や記章、自由の樹や自由の女神（マリアンヌ）やヘラクレスやさまざまな家族イメージ等々、あらゆるシンボルやイメージがそのために動員された。連盟祭はまさしく国民統合と国家宗教創出のための国民的な新しい祭典を意図していた。ロベスピエールの理性の祭典も新しい国家宗教創出のための苦しい試みであった。革命史家のジュール・ミシュレはそのような革命の過程を考察して、フランス革命をキリスト教に代る新しい宗教の創出によって特色づけたのであるが、私はこれは卓見であると思う。わが国の明治維新においても、国家のモデルとともにキリスト教を国家宗教として導入すべきか否かが熱心に論じられ、最終的にはキリスト教に代るものとして天皇制が創出されたのであった。国家宗教は国情によってさまざまな異なる形態がありうるが、国家宗教的なものが国民国家にとって不可欠であることは善悪の問題は別として、これまでの歴史を見る限り否定できないだろう。天皇制やそれにかかわるさまざまな儀礼の問題は、単に日本の特殊性の問題ではなく、国家一般の問題、あるいは比較国家論、比較文化論の問題としてももう少し広い視野のなかで位置づけることが可能だろう。

第二に、ホブズボームや彼に近い社会史家たちの提案になる「伝統の創出」という概念を、私はこれまで述べてきた国民国家における国家宗教の必要というコンテキストのなかで理解したいと思う。最近翻訳の出たエリック・ホブズボーム、テレンス・レンジャー編『創られた伝統』¹⁵⁾のなかに収められたデイヴィッド・キャナダインの

論文「コンテキスト、パフォーマンス、儀礼の意味—英国君主制と＜伝統の創出＞、1820—1977年」は、日本における天皇制の「伝統の創出」の歴史と対照させながら読まれることによって、いっそう興味深いものになるであろう。またホブズボウムの「伝統の大量生産—ヨーロッパ、1870—1914年」は、例えばフランスにかんしては国民統合の第二段階（共和制の定着—第三共和政）として位置づけられること、日本にかんしては、それがまさに日本が世界の国家システムのなかに参入してゆく、したがって近代的国民国家形成の時期であったことを念頭において読まれるべき論文である。旧制度を打倒し、古い価値や伝統、旧制度下の地縁血縁関係や中間集団をことごとく廃棄することによって、国家と国民の新しい契約関係（社会契約と人権）をうちたてようとする近代的な国民国家は、他方では新しい政治共同体の空白を埋める精神的イデオロギ的なきずな（国家宗教）を強化するために、新しい伝統の創出（さまざまな国民的な祭典やシンボル、習俗などの創出）を必要とする。このとき一度は切り捨てられた過去が再び還流し、新しい伝統が過去の装いをともなって登場する。国民国家とは、もともとそうした矛盾をはらむ人工的で想像的な共同体なのである。

最後に「文化変容」という用語について一言。われわれのテーマは「幕末・明治期の外国文化受容」となっている。幕末・明治期は大量の外国文明／文化を受け入れた時代であるから「文化受容」という用語が用いられるのはきわめて自然である。だが私はここであえて「文化変容」あるいは「文化変化」という用語を使ってみたい誘惑にかられる。「受容」という言葉は何か優れたものや強力なものをひたすら受入れるといった印象が強い。その結果、例えばシェイクスピアがどのように正しくあるいは誤って移入されたか、といった方向の論議におちいりやすい。だがシェイクスピアがもし日本において理解されたとすれば、すでに日本にそれを理解しうる文化的基盤、したがってシェイクスピアに対応すべき何らかの文化が存在していたことを意味するだろう。またシェイクスピアがある程度受け入れられたとすれば、それを受入れる側の何らかの変化を呼びおこしているはずである。さらに言えば、遠い異国の異なった文化体系の中で解釈されなおすことによって、シェイクスピア自体の意味内容にも変化が生じるはずである。私がここで特に関心をもっているのは移入された物自体ではなくそれを移入した結果、その文化主体の側（日本人）にいかなる変化が生じたかを知ることである。私が表題に「文化受容」でなく「文化変容」という用語を用いたのは以上の理由による。したがってあえて「文化変容」という用語を使うのは、文化交流にかんする私なりの考え方と、日本の近代化が（国民国家という枠のなかでは）きわめて主体的なものであったという私の判断によるが、この点については稿をあらた

めて論じたいと思う。

1992年7月11日

注

- 1) 『立命館言語文化研究』1991年3月、第2巻第5～6合併号。なおこのテーマにかんしては松宮秀治氏の以下の二つの論考をぜひとも参照していただきたい。「文化」概念の成立あるいは国民文学史のイデオロギー」（前、後）（『立命館言語文学研究』第1巻第1号、および第3巻第2号）
- 2) 最近の国民統合論の動向にかんしては佐藤宏編『南アジア現代史と国民統合』（アジア経済研究所、1988年）の編者による序章（第一節「国民統合論」の諸相）および平野健一郎、山影進、岡部達味、土屋健治『アジアにおける国民統合—歴史・文化・国際関係』（東京大学出版会、1988年）の第一章、山影進「アジアにおける国民統合問題—「国民統合の政治学」序説—」を参照されたい。
- 3) 全四巻（日本評論社、1982年）、時代的には明治維新から1945年の敗戦までが扱われている。
- 4) フランス革命200年を記念して東京—京都で行われた国際シンポジウム。このときの諸報告は後に『思想』1990年3月号（フランス革命と世界の近代化）に収められた。
- 5) K・W・ドイッチュ（勝村茂・星野昭吉訳）『ナショナリズムとその将来』勁草書房、1975年）
- 6) ハンス・コーン「ナショナリズム」（『国家への視座』（28）平凡社、所収）を見よ。
- 7) Pierre Birnbaum, *Les Sommets de L'État = Essai sur l'élite du pouvoir en France*, Seuil 1977 [田口富久治監訳・国宏敏文訳『現代フランスの権力エリート』日本経済評論社、1988年]。Bertrand Badie et Pierre Birnbaum, *Sociologie de l'État*, Grasset 1979 [小山勉訳『国家の歴史社会学』日本経済評論社、1990年]。なお後者はB. バディとの共著であって引用の場合は正しくは二人の名前を出すべきであるが、いささか長くなりすぎるので、本稿では多くの場合ビルンボームの名前だけを記している。なおビルンボームにかんしては、梶立孝道「フランス・テクノクラート研究の射程—P. ビルンボームの「国家の社会学」—」『社会学研究』（第50号、1986年）；中野裕二「P. ビルンボームの「国家」概念」『政治研究』（第39号、1992年3月）を参照。
- 8) 「近代の新しさは、第一に今日中央集権化の法則はもはやいかなる例外も認めないという点、第二に、近代社会では分業が高度に進んでいるために、いかなる社会も政治的な調整機関の設置を必要不可欠としているという点、にある。」（『国家の歴史的社会学』p.109）
- 9) P. Birnbaum, *La logique de l'État*, Fayard, 1982, pp.169-171.
- 10) 拙著『フランスの近代とボナパルティズム』（岩波書店、1984年）
- 11) 中野裕二氏の上記論文、p.35. P. Birnbaum, 《The State versus Corporation》, *Poli-*

tics and Society, 11(4), 1982, p.477. 中野氏はビルンボームによるさらにくわしい説明として、以下の文章を引用している。

- a 業績主義の基準で選抜され、種々の影響とりわけ経済権力やクライアンテリズムの影響から免れ、個別的価値観でなく普遍的価値観に基づいて行動する閉鎖的文武官僚制
 - b 国家構造の特殊性を保護し、行政官自身がかかわる事柄の判断を行政自身にゆだねる公法
 - c 実業界、社会階層、民族、特殊な言語体系を有する地域、といった周辺の諸利益もしくは教会からの影響力を免れる公立の学校・大学といった社会統制のための国家制度
 - d カトリック教会とのあらゆるレベルでの分離（国家は、教会の私的官僚制の組織化を制限しつつ教会に対抗して組織化された）
 - e 各地域の共同体構造を分析し、地域権力の諸段階に自らの代表を派遣する国家の行政を介して国家統制を可能にする、階層的な地方行政組織
 - f 国家高級官僚の政治権力行使への恒常的参加
 - g 立法権に優越する執行権（市民社会の利益全体を代表する議会は、一般利益を具現しようとする執行権力によって取って変わられる）[P. Birnbaum, 《L'action de l'État, différenciation et dédifférenciation》 dans M. Grawitz et J. Leca. éds., *Traité de Science politique*, PUF, 1985. vol. 3. pp.663-64]
- 12) 交換研究員として本学に滞在されたロシア科学アカデミー東洋学研究所のメシェリャコフ氏が、帰国後の手紙で刑務所の比較研究の提案をされていたことをこの機会に記しておきたい。なお同氏の報告「日本文化とロシア文化の比較論——近視眼と遠視眼」は『立命館言語文化研究』第2巻5・6合併号（1991年3月）に収められている。
- 13) Lynn Hunt, *The Family Romance of the French Revolution*, University of California Press, 1992.
- 14) 小説と新聞が国民という想像の共同体の性質、ナショナルな時空をいかに表現しているかについては、ベネディクト・アンダーソンの見事な分析がある。『想像の共同体——ナショナリズムの起源と流行』第二章「文化的根源」を見よ。他に柄谷行人「ナショナリズムとしての文学」『文学界』（1991年 新年号）が興味深い観点をを出している。
- 15) Eric Hobsbawm and Terence Ranger, *The Invention of Tradition*, Cambridge University Press, 1983 [前川啓治、梶原景昭他訳『創られた伝統』紀伊国屋書店]